

香川県報



第 79 号

平成 18 年

10月6日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 （障害福祉課） 一
 - 障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定 （ 〃 ） 二
 - 漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定 （水産課） 六
 - 漁業法の規定による区画漁業の免許 （ 〃 ） 七
 - 道路の区域変更 （道路課） 八
 - 港湾施設の供用開始 （港湾課） 八
 - 道路の位置指定の廃止 （建築課） 八
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 （県民参画課） 九
 - 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（三件） （経営支援課） 九
 - 肥料の登録の失効 （農業経営課） 九
 - 土地改良事業の認可（二件） （土地改良課） 一〇

告 示

●香川県告示第六百十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による医師を平成十八年十月一日次のとおり指定した。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

障害の種類	診療科目	医師の氏名	所属病院又は診療所の名称	所在地
-------	------	-------	--------------	-----

呼吸器	じん臓	心臓	心臓	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	視覚	視覚
外科	泌尿器科	循環器内科	循環器内科	整形外科	整形外科	整形外科、リハビリテーション科	内科、リウマチ科	整形外科	整形外科	眼科	眼科
小野好彦	山本 洋	四宮かおり	雪入一志	森田哲生	近藤博嗣	永井新二	土橋浩章	山本哲司	今泉泰彦	村田晶子	坂口恭久
医療法人社団小野医院	医療法人社団山本ヒフ泌尿器科医院	国立大学法人香川大学医学部附属病院	国立大学法人香川大学医学部附属病院	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	医療法人深田記念会松井病院	医療法人社団永井整形外科医院	国立大学法人香川大学医学部附属病院	国立大学法人香川大学医学部附属病院	国立大学法人香川大学医学部附属病院	さぬき市民病院	医療法人財団大樹会総合病院回生病院
三豊市詫間町詫間六八一五	仲多度郡まんのう町四條一〇五一一	木田郡三木町池戸一七五〇一一	木田郡三木町池戸一七五〇一一	坂出市室町三一五二八	観音寺市村黒町七三九	坂出市川津町二八〇〇一一	木田郡三木町池戸一七五〇一一	木田郡三木町池戸一七五〇一一	木田郡三木町池戸一七五〇一一	さぬき市寒川町石田東甲三八七一一	坂出市室町三一五二八

●香川県告示第六百十五号

呼吸器	呼吸器科	木下あゆみ	独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇三
ぼうこう・直腸	外科	出石邦彦	国立大学法人香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇一
ぼうこう・直腸	外科	岡野圭一	国立大学法人香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇一
ぼうこう・直腸	外科	谷内田真一	国立大学法人香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇一
ぼうこう・直腸	外科	竹内 聖	総合病院坂出市立病院	坂出市文京町一四一四三
聴覚、平衡、音声・言語、そしやく	耳鼻咽喉科、頭頸部外科	藤原聖子	国立大学法人香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇一
聴覚、平衡、音声・言語、そしやく	耳鼻咽喉科	岸野毅日人	内海病院	小豆郡小豆島町片城甲四四一九五
聴覚、平衡、音声・言語、そしやく	耳鼻咽喉科	竹内俊二	医療法人社団豊南会香川井下病院	観音寺市大野原町花稲八一八一
肢体不自由、呼吸器	神経内科、内科	嶋田匡史	かもだ内科クリニック	観音寺市坂本町七一〇一〇
心臓、呼吸器	内科、循環器科、リハビリテーション科	岩崎篤志	いわさき循環器科内科クリニック	仲多度郡まんのう町東高篠一三七八一

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、自立支援医療（更生医療・育成医療）を担当させる医療機関を平成十八年十月一日次のとおり指定した。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	眼科に関する医療
医療法人深田記念会松井病院	観音寺市村黒町七三九	眼科に関する医療
医療法人明世社白井病院	三豊市高瀬町上高瀬一三三九	眼科に関する医療
独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	丸亀市城東町三三一一	整形外科に関する医療
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	整形外科に関する医療
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	形成外科に関する医療
三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜七〇八	形成外科に関する医療
医療法人社団中和会西紋病院	丸亀市津森町五九五	中枢神経に関する医療
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	脳神経外科に関する医療
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	心臓脈管外科に関する医療

三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜七〇八	心臓脈管外科 に関する医療
独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院	丸亀市城東町三―三一―一	腎臓に関する 医療
宮野病院	丸亀市中府町四―一三―二八	腎臓に関する 医療
三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜七〇八	腎臓に関する 医療
医療法人社団昭慈会藤田脳神経外 科病院	三豊市高瀬町新名九七一―一	腎臓に関する 医療
医療法人社団池田外科医院	三豊市豊中町笠田笠岡二―三六	腎臓に関する 医療
さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲三八七― 一	腎臓に関する 医療
医療法人社団山本ヒフ泌尿器科医 院	仲多度郡まんのう町四條一―一〇五 ―一	腎臓に関する 医療
独立行政法人国立病院機構香川小 児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	小腸に関する 医療
こうざと歯科・矯正歯科クリニッ ク	坂出市室町一―一―二〇	矯正歯科に関 する医療
三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜七〇八	免疫に関する 医療
独立行政法人国立病院機構香川小 児病院	善通寺市善通寺町二六〇三	免疫に関する 医療
有限会社かやまち調剤薬局今津店	丸亀市今津町五三五―五	
キッズ調剤薬局	丸亀市今津町七二六―九	
のぞみ薬局	丸亀市川西町北一三六〇―一一	

あさひ調剤薬局川西店	丸亀市川西町南四二二―七	
有限会社エンゼドラッグ丸亀店	丸亀市川西町南中方一〇五四―四	
瀬戸調剤薬局川西店	丸亀市川西町北一八七―一	
コスモ調剤薬局柞原店	丸亀市柞原町字下所一八一―一	
有限会社辻上薬局御供所店	丸亀市御供所町一―八―三六	
有限会社かやまち調剤薬局	丸亀市米屋町九―四	
調剤薬局ハロ	丸亀市幸町一―二―五	
あいる調剤薬局	丸亀市幸町一―五―一九	
有限会社辻上薬局城西店	丸亀市城西町二―四―八	
株式会社サン調剤薬局	丸亀市城東町二―一四―三三	
サンアイリス薬局丸亀店	丸亀市城東町二―九―二七	
城東調剤薬局	丸亀市城東町三―一〇―八	
ベル調剤薬局健康館	丸亀市城東町三―一〇―八	
あすか調剤薬局	丸亀市宗古町一―二	
津森調剤薬局	丸亀市津森町二―一六―三	
有限会社アインス土器薬局	丸亀市土器町東三―一六―二九	
ぞうさん薬局	丸亀市土器町東四―七三七	
三和薬局	丸亀市土器町西五―四九八	
京町薬局どき店	丸亀市土器町東一―二二―五	
京町薬局丸亀店	丸亀市南条町四七―三	
有限会社辻上薬局原田調剤薬局	丸亀市原田町西三分一六三―一	
有限会社辻上薬局城北調剤薬局	丸亀市風袋町一七三	

有限会社辻上薬局	丸亀市綾歌町岡田下四九六―五	
ジオ薬局飯山店	丸亀市飯山町川原一〇八八―五	
有限会社正木薬局正木調剤薬局	丸亀市飯山町川原二二八―四〇	
飯山調剤薬局	丸亀市飯山町川原八〇三―二	
正木薬局川原店	丸亀市飯山町川原八三二―九	
有限会社宮川薬局飯山店	丸亀市飯山町下法軍寺三八〇―一	
株式会社エンジェル旭町調剤薬局	坂出市旭町三―一―八	
みずほ調剤薬局	坂出市江尻町一五七八―五	
大屋富薬局	坂出市大屋富町二〇三四	
有限会社正木薬局あおい調剤薬局	坂出市加茂町字井手西五〇一―七	
有限会社正木薬局かも店	坂出市加茂町井手西五七八―五	
有限会社フレンド調剤薬局	坂出市川津町二八〇五―八	
こまどめ調剤薬局	坂出市駒止町一―三―五 ライフ スクエア一階	
有限会社フレンド調剤薬局駅前店	坂出市駒止町一―四―二四	
ジオ薬局坂出西店	坂出市白金町三―六―一五	
有限会社フレンド調剤薬局谷町店	坂出市谷町一―三―二六	
京町薬局西庄店	坂出市西庄町一七八―四	
林田調剤薬局	坂出市林田町三三三―二―三	
有限会社アインズオレンジ薬局	坂出市室町二―一―七	
大学薬局むろまち	坂出市室町二―七―一五	
コスモ調剤薬局室町店	坂出市室町三―一―五	
有限会社海野薬局	坂出市元町一―四―八	
株式会社西日本ファーマシー元町調剤薬局	坂出市元町一―五―八	
有限会社宮川薬局	善通寺市上吉田町二―三―二〇	
コスモ調剤薬局善通寺店	善通寺市上吉田町五―八二七―一	
有限会社マツウラ薬局	善通寺市上吉田町七―二―一〇	
ササキ調剤薬局	善通寺市上吉田町字寝馬二七六―二	
フジヤ調剤薬局	善通寺市木徳町一〇七三―一	
株式会社西部ファーマシーひまわり調剤薬局	善通寺市善通寺町二三九三―三	
有限会社竹内大学薬局	善通寺市善通寺町二―四―二五	
有限会社めぐみ調剤薬局	善通寺市善通寺町四―七―三四	
社団法人香川県薬剤師会営西部調剤薬局	善通寺市善通寺町四―七―三二六	
有限会社アインズ調剤薬局ハーモニー	善通寺市中村町九〇〇―一	
やどめ調剤薬局	善通寺市弘田町四九七―一	
ファーマシー観音寺薬局	観音寺市植田町一〇〇八―一	
ひまわり調剤薬局大野原	観音寺市大野原町大野原二二〇五―二	
ヒロ調剤薬局	観音寺市大野原町花稲八〇〇	
有限会社はないな薬局	観音寺市大野原町花稲八二七―一	
株式会社快生堂薬局本店	観音寺市観音寺町甲一一五七―一	
株式会社西部ファーマシーひまわり調剤薬局春日	観音寺市観音寺町甲二九八七	

ふじや薬品株式会社ふじや薬局	観音寺市観音寺町甲二九九三―一	
有限会社石川薬局	観音寺市観音寺町甲三〇二七	
フジヤ中央調剤薬局	観音寺市観音寺町甲三二二二	
ひまわり調剤薬局くた	観音寺市柞田町甲二一〇五―三	
サンシャインスター薬局	観音寺市柞田町甲八四一	
有限会社ヤマニ薬局	観音寺市昭和町一―六一―四一	
有限会社いずみや調剤薬局	観音寺市出作町一―一七―四	
アイ・ヤマニ調剤薬局	観音寺市豊浜町大字姫浜八七〇―	
ケイ・アイ薬局	観音寺市豊浜町姫浜八三〇	
第健調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜八四四―二	
ひまわり調剤薬局三豊	観音寺市豊浜町姫浜八六三―二	
快生堂豊浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜八六五―一	
姫浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜八六九―一	
ふじや薬局黒瀨	観音寺市柞田町乙一四九〇―三	
こまつ薬局古川	観音寺市古川町字切石一九五	
小松薬局	観音寺市本大町一四八二―五	
あさ調剤薬局寒川店	さぬき市寒川町石田東甲三八五―	
有限会社片山薬局	さぬき市寒川町石田東甲三八五― 一〇	
株式会社日本サンメディックス東 部調剤薬局	さぬき市寒川町石田東甲四〇四― 一	
上原薬局	さぬき市志度一九三九―一	

レデイさぬきしど調剤薬局	さぬき市志度六三二―四	
ホワイト薬局	さぬき市志度八六九―四	
有限会社松村薬局しど調剤薬局	さぬき市志度字花池尻二四九三― 二	
たんぼぼ調剤薬局	さぬき市造田是弘七九二―一〇	
あさ調剤薬局津田本町店	さぬき市津田町津田一〇四八―二	
東部調剤薬局津田店	さぬき市津田町津田九九二―五	
有限会社松村薬局大内店	東かがわ市川東一〇一	
三本松調剤薬局	東かがわ市三本松一六七七	
にぶ調剤薬局	東かがわ市町田六九八―二	
東部調剤薬局松原店	東かがわ市松原九六二―一	
松村薬局	東かがわ市松原九六九―一三	
有限会社松村薬局松村調剤薬局	東かがわ市湊一八三〇―一	
東部調剤薬局白鳥店	東かがわ市湊一八三一―六	
有限会社松村薬局本店	東かがわ市湊水入一九一―五	
ひまわり調剤薬局高瀬	三豊市高瀬町上高瀬一三八〇―四	
ひまわり薬局西香川	三豊市高瀬町此地中二九八二―三	
モリイト薬局	三豊市高瀬町新名九一―一三	
香川漢方薬局	三豊市高瀬町新名九六三―一	
ジョイ薬局	三豊市高瀬町新名九八二―一	
まとば薬局	三豊市詫間町詫間四一四―五	
ひまわり調剤薬局浜田	三豊市詫間町詫間六八一四―一四	
株式会社正木あおぞら調剤薬局	三豊市詫間町松崎三〇三―五	

ひいらぎ調剤薬局	三豊市豊中町比地大政本二六二二一
ひまわり調剤薬局豊中	三豊市豊中町笠田笠岡二二三一一
さかいめ薬局	三豊市仁尾町仁尾丁八九八―八
みどり調剤薬局	三豊市山本町財田西九〇二―四
大川調剤薬局	小豆郡土庄町瀨崎甲二〇三二―八
クスのユタカ田伏薬局	木田郡三木町大字鹿伏三二七―一
くま薬局三木店	木田郡三木町大字氷上三九九―二
トマト薬局直島店	香川郡直島町本村六九六―四〇
三好薬局山田支店	綾歌郡綾川町山田下三三九二―四
有限会社辻上薬局陶店	綾歌郡綾川町陶二六〇三―一
大松薬局	綾歌郡宇多津町一四一三
うぶすな調剤薬局	綾歌郡宇多津町二〇三三一―一
宇多津調剤薬局	綾歌郡宇多津町大字東分四九一―三
有限会社フレンド調剤薬局多度津店	仲多度郡多度津町本通二一三二―二

●香川県告示第六百十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公示する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第一号（のり）

1 漁場の位置及び区域

<p>(一) 漁場の位置 東かがわ市松島西地先</p> <p>(二) 点の位置</p> <p>基点A 松島東端</p> <p>” B 松島南西端</p> <p>” C 徳島県鳴門市大麻山高頂</p> <p>” D 徳島県鳴門市北灘町碇の浦漁港防波堤基部</p> <p>” E 東かがわ市引田庁舎中央</p> <p>” F 神山高頂</p> <p>” G 城山鼻東端</p> <p>点イ Aから真方位四三度四五分二〇〇メートルのところ</p> <p>” ロ イから真方位三一三度四五分四五〇メートルのところ</p> <p>” ハ CからB見通し延長線とBから二五〇メートルのところ</p> <p>” ニ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点</p> <p>” ホ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点</p> <p>” ヘ 二からホ見通し延長線ホから二〇〇メートルのところ</p> <p>2 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの四直線に囲まれた区域</p> <p>第一種区画漁業</p>	<p>3 制限又は条件</p> <p>(一) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(二) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。</p> <p>(三) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>(四) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p> <p>4 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股</p> <p>二 免許予定日 平成十八年十一月一日</p>
--	--

名 称	時 期
のり養殖業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

- 三 免許の存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十年九月三十日まで
- 四 免許申請期間 平成十八年十月十二日から平成十八年十月十三日十七時まで

●香川県告示第六百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十八年香川県告示第五百九十号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成十八年十月一日次のとおり免許した。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 漁業の種類 第一種区画漁業
- 二 免許番号 別表のとおり
- 三 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 四 存続期間 平成十八年十月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件 告示のとおり
- 六 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁業権者		
		氏名又は名称	住	所
区第518号	1	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地の32	

●香川県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月六日から同年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木津田線（三十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		延長（メートル）	備考
	前	後		
木田郡三木町大字井上字東山田一 一三三番一地从先から 木田郡三木町大字井上字東山田一 一四二番一地从先まで	一〇・二 ）	一〇・五 ）	九九	交通安全施設工事に伴う現道拡幅
	一八・〇	二〇・〇		

●香川県告示第六百十九号

香川県管理港湾において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第五項の規定に基づき告示する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
臨港交通施設（臨港道路）	宮浦臨港道路一 路一 号	香川郡直島町 字宮浦地先	延長 七六・〇メートル 車道幅員 六・〇メートル 道路敷幅 一一・〇メートル 面積 九六四・〇平方メ ートル	
臨港交通施設（臨港道路）	宮浦臨港道路二 路二 号	香川郡直島町 字宮浦地先	延長 八・〇メートル 道路幅員 三・〇メートル	

保管施設 (野積場)	宮浦一号野積場	香川郡直島町字宮浦地先	面積 三一八平方メートル	
保管施設 (野積場)	宮浦二号野積場	香川郡直島町字宮浦地先	面積 四七七平方メートル	
保管施設 (野積場)	宮浦三号野積場	香川郡直島町字宮浦地先	面積 二二八平方メートル	
旅客施設 (待合所)	フェリー旅客ターミナル	香川郡直島町字宮浦地先	面積 四、三〇三平方メートル	
係留施設 (物揚場)	物揚場(マイナス四・〇メートル)船首尾係船岸	香川郡直島町字宮浦地先	延長 三五・〇メートル 本体 二五・〇メートル エプロン幅 一〇・〇メートル 水深 マイナス四・〇メートル 面積 三〇〇・〇平方メートル	対象船舶 七〇〇総トンフェリー 係留可能隻数 一隻 附帯設備 車両乗降用設備一基

●香川県告示第六百二十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により昭和五十六年五月八日指道第四号(香川県告示第四百二十六号)で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 廃止年月日 平成十八年九月二十五日

二 指定を廃止する道路の位置 坂出市谷町一丁目三八三四―一

三 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 二六・二五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県申請土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十一月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日 平成十八年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人木と家の会

六車 誠二

高松市亀井町八番一二号

三 定款に記載された目的

本会は、四国の 山 に育つ木を まち に受け渡すしくみを再構築することにより、住まいづくりを通して、相互の交流と経済循環を活発にし、森林の保全とともに循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ屋島店 高松市高松町二四九八番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月六日（金曜日）から同年十一月六日（月曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ引田店 東かがわ市引田一八九五番一ほか

三 法第八条第一項の規定により東かがわ市から聴取した意見の概要

意見なし

法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市産業部商工観光室

2 縦覧期間

平成十八年十月六日（金曜日）から同年十一月六日（月曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マルナカ内海店 小豆郡小豆島町安田字植松甲一四四番四ほか

三 法第八条第一項の規定により小豆島町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び小豆島町商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十月六日（金曜日）から同年十一月六日（月曜日）まで

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十八年八月三十日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり

公告する。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
香川県第六八〇号	混合有機質肥料	七・〇混合有機質肥料	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	含有が許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	有限会社 大坪商店 高松市西山崎町一五二番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年九月二十七日認可した。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市飯山町岡土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡三号地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）内板地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、飛石地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）飛石地区）を行うことについて平成十八年九月二十七日認可した。

平成十八年十月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年十月六日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています